

答申第201号
令和4年10月25日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 櫻 井 敬 子

公文書一部開示決定に係る審査請求について（答申）
令和4年5月2日付け4こ第80号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

令和4年5月2日付け4こ第80号の諮問について、岡崎市長（以下「実施機関」又は「審査庁」という。）による令和3年10月18日付け公文書一部開示決定（4こ発第34号による訂正後の3こ発第103号。以下「本件決定」という。）のうち、「岡崎市こども発達センター等整備運営事業設計業務委託契約書」及び「岡崎市こども発達センター等整備運営事業工事監理業務委託契約書」については、別紙記載の事項を除き開示すべきであり、本件決定はこの限りで取り消されるべきである。

2 諮問に至る経過

(1) 開示請求

開示請求者は、令和3年10月4日付けで岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、岡崎市こども発達センター新築工事（工期2016年1月～2017年3月）に関する別表「開示請求文書」欄記載の文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 本件開示請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書について、別表「特定した公文書」欄記載の文書を特定し、それぞれにつき「非開示理由」欄記載の理由により「非開示部分」欄記載の情報については開示しないものと判断し、3こ発第103号により一部開示決定を行った。

ただし、この時点では、「工事監理報告書（建築士法第20条3項）」（別表⑥）については、「岡崎市こども発達センター新築工事 工事監理報告書」（平成27年12月～平成29年3月末のほぼ全期間中、約2週間ごとに提出されたもの）を対象公文書として特定し、法人担当者の氏名やメールアドレス等を除き一部開示の決定をしていた。

なお、「軽微な変更等説明書」（別表⑦）については、本件開示請求がなされた

段階では請求文書に記載されていなかったものの、実施機関が審査請求人から聞き取った結果、開示請求の対象として追加されたものである。

(3) 審査請求及び諮問

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年12月8日付けで、実施機関に対し、(2)の一部開示決定を取り消すことを求める審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

審査庁は、本件審査請求に対する裁決を行うにあたり、令和4年5月2日付けで条例第19条第2項の規定に基づき、審査会へ諮問を行った。

(4) 「工事監理報告書（建築士法第20条3項）」（開示請求文書⑥）に係る一部開示決定の取消及び非開示決定

なお、本件審査請求の手續の中で、開示請求文書⑥「工事監理報告書（建築士法第20条3項）」については、開示請求者（審査請求人）が真に求めていたのは建築士法第20条第3項に基づく「工事監理報告書」（建築士法施行規則第17条の15、第4号の2書式によるもの）であって、上記(2)記載の一部開示決定において特定した文書とは異なることが判明した。

そのため、実施機関は、令和4年5月24日付け4こ発第34号により、同決定による一部開示決定のうち「岡崎市こども発達センター新築工事 工事監理報告書」に係るものを取り消し、建築士法第20条第3項に基づく「工事監理報告書」については取得しておらず不存在を理由として、非開示決定を行った。

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものである（ただし、「軽微な変更等説明書」に係る一部開示決定を除く。）。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び審査会における主張は、概ね次のとおりである。
ア 条例第7条第3号ア該当を理由とする一部開示決定について

岡崎市こども発達センターの新築工事においては、一部の杭の先端が切除されており、その工法の危険性の追及のためにはSPCから建築士への設計業務請委託契約書及び工事監理業務委託契約書を照査する必要がある。これらの契約がSPCと設計者・工事監理者という、民間事業者間の契約であるからといって、一律に全て事業活動情報として非開示になるという実施機関の主張は認められない。

イ 不存在を理由とする非開示決定について

別表②～⑥の建築士法上に規定のある文書は、いずれも建築士が独立した立場で公正な業務に当たるべきとの趣旨で建築士に提出義務が定められている文書であり、上記疑惑との兼合いからも実施機関は建物所有者としてその品質

担保のためにこれらの文書を保有していなければならない。よって、これらの文書を保有していないという実施機関の主張は認められない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書及び審査会における主張は、概ね次のとおりである。

(1) 条例第7条第3号ア該当について

別表①の開示請求文書として特定した「岡崎市こども発達センター等整備運営事業設計業務委託契約書」及び「岡崎市こども発達センター等整備運営事業工事監理業務委託契約書」は、いずれもSPC及び建築士（設計事務所）という民間事業者間の契約である。民間事業者間の契約は、営業販売に関する情報であって通常公表しておらず、また当該契約書はSPCらが弁護士等の外部の専門家に有償で作成させたものであり、現に当該契約書の内容も一般的に流通している「ひな型」と同じともいえない。

そうすると、これらの契約内容が公にされることにより、他の企業が費用を負担することなく契約内容を流用することが可能となるなど、SPCに不利益が生じるおそれがあることから、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものとして、条例第7条第3号ア（事業活動情報）に該当する。

(2) 不存在を理由とする非開示決定について

別表②及び⑥の文書は「建築主」（建築士法第24条の7第1項、第20条第3項）に、③の文書は「（設計受託契約又は工事監理受託契約の）委託者」（第24条の8第1項）に対して建築士が交付する義務を負うものであるところ、PFI方式で行われた岡崎市こども発達センター整備事業においては、実施機関は工事契約の発注者や設計委託契約・工事監理委託契約の発注者ではない（これらに該当するのはSPCである。）ため、実施機関が別表②、③及び⑥の文書を取得していないことは何ら不合理ではない。

また、別表④及び⑤の文書は建築士法の規定により作成される文書ではなく、工事の施工監理に使用されるものと推察されるが、上述のとおりPFI事業においては工事の発注者は実施機関ではなくSPCであるため、実施機関がこれらの文書を取得していないことは不合理ではない。

なお、実施機関は「建築主」や「（設計受託契約又は工事監理受託契約の）委託者」として別表②～⑥の文書を保有していないが、工事期間中にSPCに工事の監理日報や施工検査記録等を記載した監理報告書を定期的に提出させるなどして、事業の発注者として必要な確認は行っている。

5 当審査会の判断

(1) 本審査の争点

審査請求の趣旨及び審査請求人の主張要旨に鑑みれば、審査請求の対象は別表①～⑥の公文書であり、本件の争点は、㉑別表①の契約書2通について「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報（条例第7条第3号ア）の該当性、及び㉒別表②～⑥の文書の不存在とする実施機関の判断の妥当性の2点である。

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 条例第7条第3号アは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示とする旨定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、㉓生産技術や営業販売に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な事業経営を害するおそれがある情報の他、㉔経営方針、経理状況、人事管理など事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な事業経営を害するおそれがある情報、㉕借入金額やその相手方、借入金の返済状況等、公にすることにより当該法人等の名誉、社会的評価、社会活動の自由が損なわれると認められる情報が該当するものと解される。

イ 実施機関から、審査請求後の令和4年6月27日付けで別表①の「岡崎市こども発達センター等整備運営事業設計業務委託契約書」及び「岡崎市こども発達センター等整備運営事業工事監理業務委託契約書」の契約当事者（いずれも法人）に対し、それぞれ上記「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報に該当するものがあるかを照会したところ、両当事者からは、令和4年7月11日付で「市が直接関与しない民間事業者間の契約内容については、民間事業者間での決め事であり、第三者に公開すべき文書ではない」、「仮に公となった場合、当グループの今後の競争上の地位及び利益が著しく侵され、競争の公平性が損なわれるおそれがある」などとして、契約書の全部又は表紙及び契約書第1条定義規定までを除き開示に反対する旨の意見が提出された。

ウ しかしながら、条例第7条第3号アに規定する「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報に該当すると認められるには、単に当該情報が通常他人に知られたくないものであるというだけでは足りず、当該情報が開示されることによって、「当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益」を害するおそれが客観的に認められることが必要であり（最高裁平成23年10月14日第二小法廷判決）、そのおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であるとされている。そして、その判断に当たっては、当該情報の一般的な性質に照らし、当該法人のそのような利益を害する蓋然性があるか否かを客観的に判

断することになる。

そこで、改めて当審査会から令和4年8月10日付けで上記両契約書の契約当事者（いずれも法人）に対し、それぞれ上記「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」具体的な主張及び説明を求めたところ、両当事者からは令和4年8月24日付けでいずれの契約書についても「押印の印影（印影を偽装され悪用される恐れがあるため）」及び「別紙2・1(1)(2)の委託報酬金額（記載の数字は民民の交渉により決められた金額であり、他企業の商談の材料となれば経済活動上不利となるため）」のみが「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報（条例第7条第3号ア）に該当するため開示に反対する旨の意見が提出された。

エ(ア) 審査会において検証したところ、法人間の契約書に押印された法人の印影は法人の内部管理に関する情報であるところ、請求書等の一般に広く配布する文書に押印された印影とは異なり、通常は法人の実印やこれに準ずる重要な印鑑による印影であると推察される。

そうすると、このような契約書の印影が公にされると、印影から印鑑を偽造されて悪用されるなど当該法人の正当な事業経営が害されるおそれが相当程度あるものと考えられることから、「当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益」を害するおそれが客観的に認められ、かつその蓋然性があるものと認められる。

よって、契約書に押印された法人の印影は、「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報（条例第7条第3号ア）に該当するといえる。

(イ) また、上記両契約書の別紙2・1(1)記載の金額（委託報酬金額並びに取引にかかる消費税及び地方消費税の額）及び同(2)の金額（支払金額及び消費税の額）については、いずれも、民間事業者である契約当事者間における設計業務や工事監理業務の委託報酬金額と、これらを分割払いする際の金額、またこれらにかかる消費税及び地方消費税の金額である。

民間事業者間の取引金額（消費税及び地方消費税の金額については取引金額そのものではないものの、税額から取引金額を計算することが可能となる。）は、契約当事者間で交渉の上決定される受注・発注の単価に関する情報であり、通常公にしていない営業販売に関する情報といえる。そうすると、これが公にされた場合、今後両法人が同様の契約を第三者と締結する際の交渉材料とされたり、契約相手を獲得する機会を不当に奪われたりするなど、法人の正当な事業経営を害するおそれが優に認められることから、「当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益」を害するおそれが客観的に認められ、かつその蓋然性があるものと認められる。

よって、上記の金額は「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報（条例第7条第3号ア）に該当するといえる。

(ウ) これに対し、(ア)及び(イ)を除く契約書の記載事項についてみると、全て民間事業者間の契約条件に関する情報であり、法人の営業販売に関する情報に該当する。

この点、実施機関は、法人が外部の専門家に有償で内容の検証を依頼するなど両契約書の作成に金銭的成本がかかった点を考慮して、契約内容全体を「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報（条例第7条第3号ア）に該当すると判断している。しかしながら、法人等の事業活動においてはおよそ全ての活動・成果物の取得に際し何らかの人的・物的コストが発生していることからすれば、原則として開示が義務付けられている公文書開示制度（条例第7条柱書）においては、人的・物的資源の投下という事情のみをもって非開示情報該当性が左右されるべきではないとするのが相当である。

審査会において両契約書の内容を検証したところ、定義規定のみならず他の規定も含めて、設計業務の委託や工事監理業務の委託に関する一般的な契約条項と特別異なるような独自性のある内容までは見受けられない。そうすると、これらの情報はノウハウや営業販売に関する通常公にされていない情報とは認められず、これが公にされることで、具体的に法人の正当な事業経営を害するおそれがあるものと認めることはできない。また、上記ウの通り実際に両契約書の契約当事者から審査会に示された意見によると、法人自身が「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報と考えるのは押印の印影（上記(ア)）及び両契約書の別紙2・1(1)及び同(2)記載の委託金額等の金額（上記(イ)）の限りであることに鑑みても、両契約書のその余の情報について積極的に「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報と認めるべき事由はないものと解される。

よって、両契約書のその余の記載内容は「公にすることにより、当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報（条例第7条第3号ア）に該当するとは認められない。

オ したがって、別表①の「岡崎市こども発達センター等整備運営事業設計業務委託契約書」及び「岡崎市こども発達センター等整備運営事業工事監理業務委託契約書」については、別紙記載の事項について条例第7条第3号アにより非開示とするのが相当である。

(3) 不存在を理由とする非開示決定について

ア 別表②及び⑥の文書は「建築主」（建築士法第24条の7第1項、第20条第3項）に、③の文書は「（設計受託契約又は工事監理受託契約の）委託者」（第24条の8第1項）に対して建築士が交付する義務を負うものとされているところ、PFI方式で行われた岡崎市こども発達センター整備事業においては、「建築主」や「（設計受託契約又は工事監理受託契約の）委託者」に当たるのはSPCであって、実施機関は工事の発注者や設計委託契約・工事監理委託契約の発注者ではない。そのため、別表②、③及び⑥の文書は当然に実施機関が保有しているものとは認められず、実施機関がこれらを取得していないことは不合理とはいえない。

また、別表④及び⑤の文書は建築士法の規定により作成される文書ではなく、工事の施工監理に使用される文書と推察されるが、上記同様、PFI事業においては工事の発注者は実施機関ではなくSPCであるため、実施機関がこれらの文書を取得していないとしても特段不合理とはいえない。

イ なお、審査請求人は、最終的な建物所有者として、その品質担保のためにこれらの文書を保有していなければならないと主張する。

しかしながら、実施機関は「建築主」や「（設計受託契約又は工事監理受託契約の）委託者」ではないため別表②～⑥の文書そのものは保有していないものの、SPCから着手前に設計図やパース図、工程表等、工事期間中に工事記録や工事履行報告書、実施工程表、工事打合せ簿等、工事完了時工事完了届や完成図、工事記録写真等の書類を提出させるなどして、PFI事業期間を通じ事業の発注者として必要な確認は行っているものと認められることから、審査請求人が主張する文書を保有していないことが不合理とはいえない。

ウ したがって、本決定のうち、別表②～⑥の公文書を不存在を理由に非開示とした実施機関の判断については妥当である。

(4) なお、審査請求人は岡崎市こども発達センターの新築工事における杭の施工について、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

別紙

- 1 「岡崎市こども発達センター等整備運営事業設計業務委託契約書」のうち、非開示を相当とする情報
 - (1) 契約当事者の印影
 - (2) 別紙２・１(1)の委託報酬金額並びに取引にかかる消費税及び地方消費税の額
 - (3) 別紙２・１(2)の支払金額及び消費税の額

- 2 「岡崎市こども発達センター等整備運営事業工事監理業務委託契約書」のうち、非開示を相当とする情報
 - (1) 契約当事者の印影
 - (2) 別紙２・１(1)の委託報酬金額並びに取引にかかる消費税及び地方消費税の額
 - (3) 別紙２・１(2)の支払金額及び消費税の額

以 上

別表

開示請求文書	特定した公文書	非開示部分	非開示理由
①設計監理業務委託契約書	岡崎市こども発達センター等整備運営事業設計業務委託契約書	法人の印影及び契約書の内容(表題、法人名、契約締結日及び当事者が以下の内容で契約締結する旨の記述を除く。)	法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第3号ア)。
	岡崎市こども発達センター等整備運営事業工事監理業務委託契約書	法人の印影及び契約書の内容(表題、法人名、契約締結日及び当事者が以下の内容で契約締結する旨の記述を除く。)	法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第3号ア)。
②重要事項説明書(建築士法第24条の7)	—(該当なし)	全部	取得しておらず、不存在であるため。
③建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面	—(該当なし)	全部	取得しておらず、不存在であるため。
④指示協議書	—(該当なし)	全部	取得しておらず、不存在であるため。
⑤施工プロセスチェックシート(建築)	—(該当なし)	全部	取得しておらず、不存在であるため。
⑥工事監理報告書(建築士法第20条3項)	—(該当なし)	全部	取得しておらず、不存在であるため。
⑦軽微な変更等説明書	軽微な変更等説明書(平成28年6月14日、平成29年3月27日及び平成31年1月11日)	㊦法人担当者の氏名、資格番号及び印影 ㊧法人の印影	㊦個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため(同条第2号)。 ㊧法人に関する情報であって、公にすることによ

※

			り当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため(条例第7条第3号ア)。
--	--	--	---

※ 令和4年5月24日付け4こ発第34号により、令和3年10月18日付け3こ発第103号による一部開示決定を取り消し、非開示決定を行ったもの。